

1 8月2日付けの追加指定等

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

- (1) 待機なし→3日間待機 : ジョージア、ジンバブエ、タンザニア、フィンランド、米国(インディアナ州、カンザス州、テキサス州)、ルクセンブルク、ロシア(アストラハン州、ウドムルト共和国、クラスノヤルスク地方、チェリャビンスク州、トイヴァ共和国)
- (2) 10日間待機→6日間待機 : アフガニスタン

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(7か国)

インド、インドネシア、キルギス、ザンビア、スリランカ、ネパール、モルディブ

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(8か国・地域)

アフガニスタン、アラブ首長国連邦、英国、パキスタン、バングラデシュ、マレーシア、ミャンマー、ロシア(モスクワ市)

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域(44か国)

アイルランド、アルゼンチン、イラン、ウガンダ、ウルグアイ、エクアドル、オマーン、オランダ、カザフスタン、キューバ、ギリシャ、コスタリカ、コロンビア、ジョージア、ジンバブエ、スペイン、スリナム、セーシェル、タイ、タンザニア、チュニジア、チリ、デンマーク、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ、トルコ、ナミビア、パラグアイ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、ベネズエラ、ベラルーシ、ペルー、ベルギー、ボリビア、ポルトガル、南アフリカ共和国、ヨルダン、リビア、米国(19州: アイダホ州、アーカンソー州、アリゾナ州、インディアナ州、オクラホマ州、オレゴン州、カンザス州、ケンタッキー州、コロラド州、テキサス州、ネバダ州、フロリダ州、ミシシッピ州、ミズーリ州、モンタナ州、ユタ州、ルイジアナ州、ワイオミング州、ワシントン州)、ルクセンブルク、ロシア(13州・地域: アストラハン州、イヴァノヴォ州、ウドムルト共和国、ウラジーミル州、カレリア共和国、クラスノヤルスク地方、サハ共和国、サラトフ州、サンクトペテルブルク市、チェリャビンスク州、トイヴァ共和国、ニジェゴロド州、モスクワ州)

(注) 赤字は再入国拒否措置の対象国